

会 則

GOLF5カントリー
かさまフオレスト

株式会社アルペン
株式会社エム・アイ・ゴルフ

ゴルフ5カントリーかさまフォレスト 会則

第一章 総 則

第1条 (名称)
本クラブは、ゴルフ5カントリーかさまフォレスト（以下、本クラブという）と称する。

第2条 (目的)
本クラブは、株式会社エム・アイ・ゴルフ（以下、会社という）が所有・経営・運営する茨城県笠間市福原301番地のゴルフ場及びその付帯施設（以下、施設という）を利用して、ゴルフの普及、技術の向上に努め充実したクラブライフを実現することにより、会員及び関係者相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事務所)
本クラブの事務所は、上記クラブハウス内におく。

第二章 会 員

第4条 (会員の種類)
本クラブの会員は、特別会員、正会員、特別平日会員、平日会員、終身会員とする。

- ① 特別会員
会社または本クラブの創立、経営及び運営等に功績のあった者で、会社の承認を得て決定する。
- ② 正会員（法人、個人）
正会員は、下記のいずれかに属し、会社の定める手続きに従って入会申し込みを行い、会社の承認を得たものとする。
法人会員は、その役職者（役員および管理職）1名を登録者とすることができる。登録者は記名会員とする。
- ③ 平日会員（法人、個人）
平日会員は、会社の定める手続きに従って入会申込を行い、会社の承認を得たものとする。
法人会員は、その役職者（役員および管理職）1名を登録者とすることができる。登録者は記名会員とする。
- ④ 終身会員（個人）
終身会員は、在籍5年を超える60歳以上の個人正会員・個人平日会員で、親族（血族6親等・姻族3親等以内）への譲渡を行った者のうち、希望する者とする。終身会員は、譲渡後も終生メンバーとしての扱いを受けることができる。但し、終身会員の資格は承継会員（譲渡を受けた親族）が当該会員権を売却（相続・贈与を含む）した時点で喪失する。

第5条 (会員の権利)

- (1) 特別会員・正会員・終身会員は、会社が定める休業日を除くすべての営業日に、平日会員・終身平日会員は、土曜・日曜・祝祭日（休日を含む）及び会社が定める休業日を除くすべての営業日に本クラブの施設を利用することができる。但し、会社が、運営上必要と認めた場合には、臨時に休業日を指定し、または会員の利用を制限できるものとする。
- (2) 会員は、前項の施設利用権のほか、以下の権利を有する。
 - ① 本クラブ主催の競技会および諸行事に参加すること。
 - ② 公式ハンディキャップの査定を受けること。
 - ③ 本クラブの刊行する機関紙およびその他の資料をホームページ上で閲覧及び配布希望者には配布を受けることができる。

- ④ 会社の関係および提携する他のゴルフクラブの利用について紹介を受けること。但し、会社との関係・提携が解消された場合は、この限りではない。
- ⑤ ゲストを同伴および紹介すること。

第6条 (会員の義務)

会員は以下の義務を負う。

- ① 会社が定める年会費および諸料金を遅滞なく支払うこと。
- ② 本会則、その他の本クラブ諸規約および別に定める利用約款を厳守すること。
- ③ 会社が決定した事項を厳守すること。
- ④ 会員名簿を他に貸与したり、他人に自己の名称を詐称させたりしないこと。
- ⑤ 本クラブおよび会社の名誉を毀損し、または秩序を乱すなど、本クラブおよび会社の不利益となる行為をしないこと。

第7条 (預託金)

預託金は、以下の定めに従う。

- ① 預託金は、据置期間がないものとする。尚、預託金は、会社に預託されている期間の如何にかかわらず一切の配当・利息を付さない。
- ② 会員は、会社に対して、書面にて、退会の意思表示をし、預託金の返還請求をした場合、会社の承認を得て会社において返還するものとする。尚、所定の届出書その他所定の必要書類が会社に提出された日に当該会員は会員資格を喪失する。
- ③ 預託金は、会則第8条1項により退会等会員の資格を失ったとき、請求により90日以内にこれを返還する。但し、戦争、大災害（地震・噴火）等の不可抗力、その他異常事態が発生した場合、および経済変動に見舞われ会社が経営上不測の事態に陥った場合においては、例外的に預託金の返還について、その返還期限を延長するか分割返済することができる。但し、預託金の返還期限を延長し、または分割返済を行う場合は、会社は定期的に返還状況を会員に開示しなければならない。
- ④ 預託金の返還請求をもとめることができるのは退会した会員本人のみとする。
- ⑤ 退会した会員が預託金の返還請求権のみを第三者に譲渡することはできない。この規定にも拘わらず預託金の返還請求権が譲渡された結果、会社が損害を被った場合には譲渡した退会者がその賠償の責任を負う。
- ⑥ 会社と会員との契約が、除名その他会員の責に基づく理由で会社によって解除された場合、会社は会員に対しその旨を通知し、予め届けられた会員の預金口座に預託金を返還するものとする。
- ⑦ 会員は、預託金の返還請求権を他に譲渡、質入等担保権の設定など一切の処分をしてはならない。
- ⑧ 預託金を返還する場合、会社が当該会員に対する債権を有するときは、これに先立ってこれを対等額で相殺し、会社は残額を支払うものとする。

第8条 第8条 (会員資格の喪失)

- (1) 会員は、以下の場合に会員資格を喪失する。但し、この場合にも、いずれも預託金は、第7条の各項に基づき返還する。
 - ① 会員が会員権の譲渡または退会をした場合。
 - ② 会員が第9条により契約の解除および除名をされた場合。
 - ③ 個人会員が死亡または破産した場合。
- (2) 会員たる法人が、合併により吸収されることなく、解散した場合、会員契約は終了する。但し、この場合にも、預託金は、第7条各項に基づき返還する。
- (3) 法人会員が前2項に規定により会員資格を喪失したときは、登録者は当然にその資格を喪失する。

第9条

(会員資格の停止・退会の催告・除名)

- (1) 会員（法人会員の場合の登録者を含む）に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、会社の審議を経て、その会員の資格を一定期間停止、退会催告、契約の解除もしくは除名することができる。尚、退会催告に従わない会員に対し、会社は会員契約の解除をすることができる。
 - ① 本クラブの名誉および信用を傷つけ、または秩序を乱したとき。
 - ② 本会則・約款・規則に違反したとき、その他相当の事由があるとき。
 - ③ 施設を故意に破損したとき。その他本クラブに対し経済的損害を与えたとき。
 - ④ 第三者をして会員または登録者の名義を詐称したとき。
 - ⑤ 公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがある者および集团的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者をを紹介により入場させたとき。
 - ⑥ 他の所属クラブにおいて処分を受けたとき。
 - ⑦ 刑事事件で禁固以上の刑に処されたとき。
 - ⑧ 年会費、諸利用料金等の支払いを滞納したとき
 - ⑨ 会社に対する提出書類等において虚偽の記載がされているとき。
 - ⑩ 会社と係争関係にあるとき。
- (2) 会員資格の停止を受けた会員（登録者を含む）は、その期間中、本クラブの施設を会員料金で利用すること、会員権の譲渡、その他会員の権利を行使することができない。但し、年会費の支払い義務を免れない。

第10条

(会員の資格譲渡・相続)

- ① 正会員および平日会員はその地位を預託金と共に、会社の承認を得た者（以下「譲受人」という。）に対し譲渡することができる。
- ② 前項の場合、譲受人は所定の名義変更料を会社に支払うことを要する。
- ③ 個人会員が死亡したときは相続人の申出により第1項および第2項の手続きを経て相続人がこれを継承し、または譲受人に譲渡することができる。
- ④ 特別会員および終身会員の資格は、譲渡・相続することができない。
- ⑤ 譲受人（法人の登録者変更の場合も含む）もしくは相続人は、会社の定める手続きを経て名義書換料を支払い、会社に納められた日をもって会員資格を取得する。

第11条

(会員資格の譲渡手続の停止)

次の場合には、会社は会員資格の譲渡手続を停止する。これに関しては、会員の異議申し立てができない。

- ① 年会費・諸料金・その他未納金がある場合。
- ② 会社の審議を経て、その停止を決議した場合。

第12条

(法人会員の登録者変更)

法人会員が、同一法人内において、登録者を変更する場合は、会社の承認を得た上、会社の指定する期間内に所定の変更手続を経て、登録者変更料を支払うものとする。

第13条

(年会費等)

会社は、年会費、名義書換料、登録者変更料、その他の料金を決定することができる。

- ① 年会費は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年分を会社に前納しなければならない。
- ② 年度の中途において入会した会員は、前会員の権利を継承し新たに徴収しない。
- ③ 年度の中途において入会した新規入会においては月割りにて計算した金額を会社に前納しなければならない。
- ④ 退会者は年会費の返還を請求することはできない。

第14条

(運営協議委員会)

本クラブにおいて、クラブ運営の円滑を期するために、運営協議委員会を設置する。

- ① 運営協議委員は名誉職とし無報酬とする。
- ② 運営協議委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- ③ 運営協議委員会の組織および職務内容は細則の定めるところによる。

第三章 付 則

第15条 (規定なき事項の処理)

- ① 本会則に定めのない事項および業務運営上必要ある事項は、会社が決定する。

第16条 (会則の変更)

この会則の変更は、会社が決定するものとする。

第17条 (会則の施行)

- ① 本会則は、平成17年4月1日より施行する。
- ② 平成21年4月1日改定。
- ③ 令和7年4月1日改正。

運営協議委員会 細 則

会則第14条 (運営協議委員会) 細則を以下の通り定める。

第1条 (運営協議委員会の組織)

本クラブに運営協議委員会を設置し、次条の職務を担当させる。

第2条 (運営協議委員会の職務)

- ① 本クラブの競技会およびルールに関する事務を会社と協力して担任する。
- ② 会員のハンディキャップの制定および変更に関する事務を会社と協力して担任する。
- ③ クラブに所属するプロゴルファーおよびキャディに関し、会社により諮問された事項につき審議し、また会社に対し具申するものとする。
- ④ 会員の懇親・エチケットおよび会報の編集に関する事務を会社と協力して担任する。
- ⑤ ゴルフ場の維持改良に関し、会社により諮問せられた事項を審議し、また意見を具申するものとする。
- ⑥ クラブハウス並びに付属施設・売店などの維持管理に関し、会社により諮問せられた事項を審議し、また意見を具申するものとする。レストランの管理についても、同様の職務を有する。

第3条 (運営協議委員会の委員)

- ① 運営協議委員会の委員は、特別会員および正会員、平日会員、終身会員の中から会社が選任し、委嘱する。
- ② 運営協議委員会の委員長および副委員長は、原則として正会員からそれぞれ1名会社が選任し委嘱する。
- ③ 運営協議委員会の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- ④ 運営協議委員会は委員長の招集により、随時開催するものとする。運営協議委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決をおこなうときは出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- ⑤ 運営協議委員会は、会社の同意なくして、義務負担の行為をすることはできない。

- 第4条 第4条（競技規則の変更およびローカル・ルールの制定）
- ① 競技は日本ゴルフ協会制定のゴルフ規則による。
 - ② 本クラブのローカル・ルールおよび競技細則の制定・変更は運営協議委員会が立案し会社が決定する。但し、競技会において随時に適会が制定することができる。
 - ③ 運営協議委員会は、競技会において適用される競技細則に関して裁定権を有する。

- 第5条 （細則の変更）
細則の改廃は、会社の承認を得て決定する。

付則

- ① 本細則は平成18年9月3日より施行する。
- ② 平成21年4月1日改定。
- ③ 令和7年1月1日改定。